

### 持続可能な農業について質す

●農林水産部長は、本県にも、通信環境が未整備の農地があり、デジタル技術を活用するために通信環境の整備が必要な場合には、国

#### 農業の下支えに交付金を支給

光ファイバーなどの導入支援を行うほか、民間独自のネットワークサービスの利用を促しています。

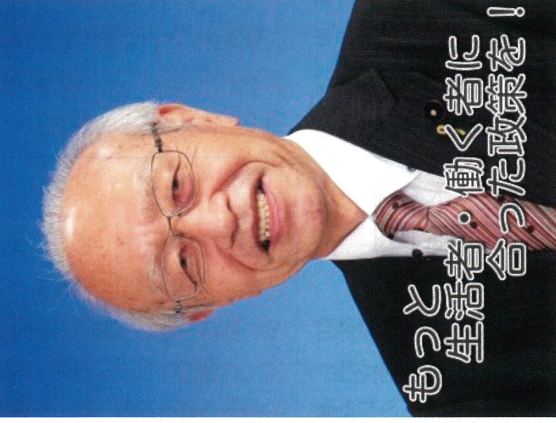
次に、生産者の声については、将来の担い手や農地

のあり方を定める「地域計画」の策定・実現に向けた話し合い活動の場に参画することなどを通じて、農業者の今後の経営意向などを把握し、それぞれの経営課題に応じた技術指導や専門家派遣などを行っています。

農業の多面的機能を下支える生産者への直接的な

支援についてです。県では、農業の有する多面的機能を維持するため、市町と連携し、国の制度を活用して、農業生産者や地域住民が、農地の法面や水路、農道、ため池の管理等を共同で行う活動に対し、交付金の支給を行っていますと答えた。

# 巳(み)のり多き年となりますよう祈ります。新春のお慶びを申し上げます



39回目の一般質問を行いました。

12月県議会は、防災・減災、国土強靱化や産業基盤の整備を推進するため、補助・直轄公共事業について、農林水産関係及び土木関係で、合わせて約229億4千万円が補正計上され

ることも、物価高による厳しい状況にある県民や事業者の負担軽減を図るため、国の重点支援地方交付金を活用して、LPガス料金や特別高圧を受電する中小企業者等の電気料金に対する

支援対象期間（R5年10月～R6年4月）を追加する一般会計補正予算案など21議案を審議。また、継続審査となっていた23年度歳入歳出決算など6議案

# 中嶋みつお県議会報告

発行所  
中嶋光雄事務所  
(社民党・市民連合)  
〒757-0004  
山陽小野田市山川1675  
Tel 0836-39-6178  
fax 0836-39-6871

## 11月県議会

# 一般会計補正予算案などを可決 防災減災対策及び物価高対策の経費を計上

11月25日、12月13日(会期19日間)で開催された11月県議会では、一般会計補正予算案など21議案及びら請願を審議。そして継続審査の23年度歳入歳出決算6議案を最終日に採決、全議案が可決されました。ただ、今回も、使用済核燃料「中間貯蔵施設」の上関町への建設に反対することを求める請願は、賛成少数で不採択でした。

も可決・認定されました。しかし、使用済核燃料「中間貯蔵施設」の上関町への建設に反対する請願や教室不足の解消を図るため学校建設の国庫補助率の引上げを求める請願などは賛成少数で不採択でした。

採決の後、令和5年7月に設置された「産業脱炭素化推進特別委員会」及び「少子化・人材育成確保対策特別委員会」は、今定例会をもって審査を終了したことから、各委員長報告が行われ、村岡県知事に報告書が手交されました。

以上が11月定例会議の概要ですが、依然として物価高騰に賃上げが追いつ

## 新たに公認心理師ら配置

### 困難問題抱える女性対応で、相談センター増員

的な支援を包括的に提供することも、県、市町、警察、関係機関、民間団体が連携、協働した、早期かつ切れ目のない支援が重要で、そのため、県や市町の女性支援関係部局及び福祉、医療、法律、民間シエルター等の関係機関・団体で構成する「支援調整会議」を新たに設置し、支援施策や実施状況の共有を図ることも、個別ケースの支援方針の検討に当たっては、医師や弁護士等の専門家の助言が得られるようにしています。また、男女共同参画相談

## 介護福祉人材確保を問う

●健康福祉部長は、高齢者・障害者施設の利用者の受入状況は、定員上限まで受け入れることができない状況が生じている高齢者施設等からは、職員不足が要因となっているという声も聞いています。次に、人材不足について、高齢者・障害者施設に限った推計はありませんが、介護・福祉分野の人材不足が

継続ものと見込まれています。そのため、県では、介護福祉士養成施設等の学生に対する修学資金の貸付や、県福祉人材センターを通じた職業紹介など、人材確保に向けた様々な取組を進めています。施設職員への研修については、県社会福祉協議会への委託により、県内施設の職員を対象としたキャリアアップや職種・経験に応じた専門性向上のための集合

かないなど家計を苦しめている状況、格差拡大、農林水産業の衰退などへの対策は国の政策への追従が主であり、引き続き県政をテックする役割を果たしてまいります。

●環境生活部長は、困難女性支援法の公布等を受け、相談件数の増加への対応や女性自立支援施設入所者への支援充実のため、女性相談支援員や生活支援員を増員することも、医学的又は心理学的な援助を行うため、心理職の常勤職員や精神科の嘱託医を新たに配置。次に、入所者への社会生活自立に向けた支援については、困難な問題を抱える女性が、地域で自立して生活できるよう、市町や関係機関と連携し、医学的、心理

## 公契約条例の制定を問う

●会計管理局長は、県では、公共事業に係る労務単価の引直しを毎年実施し、工賃の受注しやすさや、同一企業内の賃金の支払い要請を行うことにも、最低制限価格制度や低賃金水準等の運用など、適正な賃金を確保するよう努めています。

「公契約条例」の制定については、多様な職種を網羅する賃金水準を、自治体内が独自に設定することや、同一企業内の同一職種に從事する者同士の間で賃金格差が生じることなど、様々な課題が指摘されています。「公契約条例」の制定について、県としては、労働関係法制を所管する国の動向等を、引き続き注視していくと答えた。

センターを中核として、女性への相談対応等に当たっているところであり、支援内容は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育等、分野が多岐にわたることから、庁内の各担当部局と連携して、必要な支援に取り組んでいます。

私は、今後とも、市町や関係機関、民間団体等と緊密に連携・協働しながら、困難な問題を抱える女性一人ひとりの課題や背景、心身の状況等に応じた最適な支援が実施できるよう、しっかりと取り組んでまいりますと答弁。

的支援、生活支援、就労支援、居住支援等を実施。

また、施設退所後、すぐに自立生活に移ることが難しい女性等を対象に、心のケアや自立に向けた準備をするためのステップハウスを民間団体と協働で運営し、社会生活自立に必要な支援を行っています。

次に、市町や民間支援団体に対する支援に係る所見と支援策についてです。

県では、相談的に対応できる体制を整備するため、市町に対し、各市町の

取組の情報共有や、相談業務に関する研修会を実施することにも、市町からの求めに応じ、男女共同参画相談センター職員や女性相談支援員をアドバイザーとして派遣し、指導・助言を行っています。

また、女性に寄り添ったきめ細かな支援を実施するため、民間団体の豊富な知見とノウハウを活用して、SNSやメール相談、ステップハウスの運営など全県的な支援に協働して取り組んでおり、引き続き、民間団体の自主性を尊重しつつ、協働の取組の充実に努めてまいりますと答えた。

## 生活保護世帯の車の保有と基準を質す

●健康福祉部長は、令和4年度末時点において、県内の福祉事務所が保有を容認している自動車の件数は63件で、国が定めた基準に基づき、各福祉事務所において、保有容認の可否等を判断している。

また、受給者の人権侵害などの問題事案発生は、過去10年間では昨年度に1件あり国に報告。県としても、県内福祉事務所の担当職員を対象に実務経験や担当業務に応じた研修の実施や、国が主催する研修会への派遣等を行っており、引き続き、こうした取組を通じて担当職員の資質向上を図ることとしていると答弁。

(1)平成13年の6分野21項目の知事意見において「発電所内での新たな貯蔵施設にたよらないで済むよう、また発電所内での貯蔵を長期にわたらないよう、適切な対策を講じること」と要請しているにも関わらず、関西電力及び島根原発の使用済燃料の上関への持ち込み計画を直ちに拒否しないのは何故か伺う。

(2)公有水面埋立期間延長許可とは別に、あえて「原発本体の着工時期の見通しがつくまで埋立工事を施行しないよう」との要請を何故しているのか、論理的な説明を伺う。

**現在はいくまでも、使用済燃料中間貯蔵施設が立地可能なかどうか、その調査が実施されているところであり、県としての対応を申し上げる状況にはないものと考えています。**

**次に、期間延長許可により中国電力は、法的には埋立工事を施行できる状況にありますが、引き続き発電所本体の着工時期が見通せない状況にあることから、原発建設計画が存する県の立場からは、埋立工事を先行すべきではないと判断し、発電所本体の着工時期の見通しがつくまで埋立工事を施行しないよう、要請しているものです。**

**(再質問)**  
埋立延長許可と同時に行った知事要請に対して、中電は「本体の着工時期の見通しがついたと判断できる状況になった時点で相談する」などと立書回答をしている。

原子力規制委員会は福島原発事故以降、上関原発について審査もしておらず、また、原発新設の新規制基準について検討すらしていない。本体着工が見通せないのは自明の理だが、3度も埋立期間延長許可をしたのは何故か。また、法を越えての要請この整合性を伺う。

**期間延長の申請については上関原発の重要電源開発地点の指定は引き続き有効であるとの国の見解が明確に示されたことから、土地豊饒があると判断し、延長を許可したものです。**

(3)中間貯蔵施設建設に向けたボーリング掘削工事終了にあたり、「事業者には、引き続き上関町からの要請等にも十分留意し、調査を行っていたか」との知事コメントが報道された。「原発本体と中間貯蔵施設が同時に存在するところは全国どこにも無く、過大な負担」との発言が無かつたかのような発言だが、真意を伺う。

(4)島根原発2号機が再稼働すれば燃料プールは10年程度で満杯になる見通しと言っている。中電が上関町で検討する中間貯蔵施設は関係ないとののが伺う。

**現在、中国電力により、使用済燃料中間貯蔵施設の立地可能性調査が行われているところですが、当該施設に関し県民の間で様々な意見があると承知しています。**

**このため、県としては、これまでも中国電力において、上関町からの要請等も踏まえ、関係者への説明や必要な情報提供など、周辺市町の首長の声等にも十分留意した対応を行われるべきと考えているところであり、改めてその旨をコメントとして発信したものです。**

**なお、お示しの知事発言は、施設の建設に関し何らかの判断をしているものではありません。**

**次に、島根原発2号機の再稼働と上関地点における中間貯蔵施設との関係についてです。**

**(再質問)**  
知事発言は、県民に誤解を招く発言だ。

中間貯蔵施設計画についてマスキミの6月の町民アンケートでは賛否が拮抗も、反対またはどちらかと言えば反対

が上回っている。そして同時に実施された原発計画のアンケート調査でも、概ね、凍結し、自紙から議論が、「推進」を上回っている。中間貯蔵を機軸地域振興や島根厚労庁発電所の安定稼働に資するなどとしてい

**(再質問)**  
知事発言は、県民に誤解を招く発言だ。

中間貯蔵施設計画についてマスキミの6月の町民アンケートでは賛否が拮抗も、反対またはどちらかと言えば反対

ンケートを本土の柳井市に出向かれて取られた。得られた回答が約四千世帯のうち7割が反対していたとされています。こうした声は知事に届いていないのか、お尋ねです。

**上関町における使用済燃料中間貯蔵施設等については、県民の間で様々な意見があると承知しています。**

**また、県では、これまでお示しのような団体からの申入れ等については、組織として真摯に対応しているところであり、こうした申入れの内容については、知事に報告をしているところとです。**

## 国策民営の上関原発・中間貯蔵施設を質問するも議論はかみ合わず

(5)青森県むつ市の中間貯蔵施設が11月に操業を始め、貯蔵期間は50年間と定められたが、搬出先は明記されていない。当初の搬出先は第2再処理工場とされていたが、六ヶ所村の再処理工場の稼働は見通せず、第2再処理工場の計画は立ち消えになっているとの情報を把握しているのか尋ねる。

**国においては、平成17年のむつ市における中間貯蔵施設の立地決定当時、中間貯蔵された使用済燃料の搬出先は、六ヶ所再処理工場に続く再処理施設を想定していました。**

**その後、東日本大震災後の原子力を取り巻く状況変化の中で、第4次エネルギー基本計画以降、六ヶ所再処理工場に続く再処理施設の記載はなされなくなりました。**

**一方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量も大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。**

**このため、中間貯蔵された使用済燃料については、六ヶ所再処理工場を搬出先として想定し、必要な取組を進めていくことが、国において検討されているものと承知しています。**

**また、国においては、六ヶ所再処理工場に続く再処理施設については、引き続き検討するところと承知しています。**

(6)10月7日福井県議会は「使用済燃料対策の着実な実施を求める意見書」を採択し、「使用済燃料の必要な搬出容量を確保し、県外に着実に搬出するため、関西電力が実効性のあるロードマップへと早期に見直しすよう」、電気事業者全体及び国が前面に立つよう求めている。この県外については、関西電力の電力消費地の関西圏からこの県外については、関西電力の電力消費地の関西圏から

の間、六ヶ所村再処理工場及びフランスへ搬出する等と約束したが、その約束は再処理工場の27回目の延期で瓦解した。関西電力は今年度末までに見直し案が示せなければ、運転開始から40年超原発3基の運転を止めるとしているが、むつ市中間貯蔵施設への搬入は青森県知事に拒否されている。こうした情報を把握しているのか伺う。

(8)①関西電力と国は、使用済燃料対策ロードマップを本年度末までに見直しと表明したが、

「ルトニウム・リサイクル政策の破綻」の現実をしっかりと見据えれば、そもそも「ロードマップの実効性」など望むべくもない。六ヶ所再処理工場は、プルサーマル実績等から、一定の仮定の下で計算しても、高々10%操業に留まらざるを得ないという現状を認識できているのか伺う。

②再処理できないという状況が明確になるほど、上関町の中間貯蔵施設計画も「永久貯蔵」となる未来が見えてくる。知事

は立地拒否、受入れ拒否に傾かれ、当然ながら、見解を伺う。

関西電力の使用済燃料の福井県外への搬出についてです。

見直しが求められている関西電力の現行の使用済燃料対策ロードマップには、六ヶ所再処理工場への搬出、フランスへの搬出、中間貯蔵施設の2030年頃の操業開始などが記載されています。

**このうち、中間貯蔵施設については、関西電力が「特定の地点を具体的に想定していない」としていることは、報道により承知しています。**

**次に、関西電力の使用済燃料をむつ中間貯蔵施設に搬入することについてです。**

令和2年12月に、電気事業者連合会が、むつ中間貯蔵施設の利用の検討に着手したいと考えている旨を、青森県むつ市に説明したこと、また、本年の6月及び7月にも、現時点で検討に着手する前の段階であることと説明したことは承知しています。

**次に、六ヶ所再処理工場は10%操業に留まらざるを得ないという御指摘に対する認識についてです。**

**核燃料サイクルをどうするかについては、国の責任において判断されるべきものであり、お示しの再処理工場の操業率に関し、県として独自の認識を述べることは考えていません。**

**上関町の中間貯蔵施設計画は立地拒否、受入れ拒否に傾いて当然であることについてです。**

**現在はいくまでも、施設が立地可能なかどうか、その調査が実施されているところであり、県としての対応を申し上げる状況にはないものと考えています。**

**(再質問)**  
10月16日開催の厚労庁小委員会に資源エネルギー庁が示した資料では、18年に原子力委員会が策定した「我が国におけるルトニウム利用の基本的考え方」に基づいて、「利用目的のないルトニウムは持たない」との原則を堅持し、保有するルトニウム量が、47.3トン(17年末時点の保有量)を超えないように、適切に管理することが必要と、また、23年末時点の我が国のルトニウム保有量は44.5トンである。この差は2.8トンだ。仮に再処理工場が2027年から操業を始めると、フル操業は年800トンと(ルトニウム回収量は、年約6.6トン)だから、1年に約4.2%操業しかできない計算になる。

つまり、中間貯蔵施設を受行入れたが最後、搬出先はどこもない。上関の計画は拒否しかないでしょう。お尋ねです。

ルトニウム利用や再処理工場の操業見直しに関連して、上関の計画を拒否すべきかどうかのお尋ねについてです。

エネルギー政策としてのルトニウム利用や使用済燃料再処理事業をどうするかは、国の責任において判断されるべきものと考えています。

と原則を堅持し、保有するルトニウム量が、47.3トン(17年末時点の保有量)を超えないように、適切に管理することが必要と、また、23年末時点の我が国のルトニウム保有量は44.5トンである。この差は2.8トンだ。仮に再処理工場が2027年から操業を始めると、フル操業は年800トンと(ルトニウム回収量は、年約6.6トン)だから、1年に約4.2%操業しかできない計算になる。

つまり、中間貯蔵施設を受行入れたが最後、搬出先はどこもない。上関の計画は拒否しかないでしょう。お尋ねです。

ルトニウム利用や再処理工場の操業見直しに関連して、上関の計画を拒否すべきかどうかのお尋ねについてです。

エネルギー政策としてのルトニウム利用や使用済燃料再処理事業をどうするかは、国の責任において判断されるべきものと考えています。

**上関地点の中間貯蔵施設については、繰返しになりますが、これまでも、現在はいくまでも、施設が立地可能なのだから、その調査が行われているところであり、県としての対応を申し上げる状況にはないものと考えています。**

(9)六ヶ所再処理工場は、2008年から2015年にアクティブ試験を強行したため、主要工程は、福島事故で溶融した燃料の2倍程度の放射能で極度に汚染されてしまった。厚さ10cmの放射線遮蔽コンクリートで細かく区切られた「シールドセル」内は使用前検査の立ち入りはもとより、耐震補強工事も困難なため、設計認審査で主要機器の耐震補強が必要になっても工事ができず、不合格にならざるを得ない。知事はこの事実を認識しているのか伺う。

**使用済燃料の再処理事業については、原子炉規制法に基づき、専門的知見を有する原子力規制委員会が安全性等を審査の上、許可等を行うものです。**

**上、許可等を行うものです。**

**従って、お示しのような事柄について、県として独自の認識を述べることは考えていません。**

(10)国内の電力会社は使用済み核燃料の再処理をフランスや英国に委託している。再処理に伴って発生する放射性廃棄物返還を巡り、電気事業者連合会が、フランスで保管されている低レベル放射性廃棄物1800本を高レベルの200本に交換した上で、六ヶ所村の廃棄物管理施設へ輸送する計画を青森県知事に打診したところ、「受け入れ施設がなく区切られた「シールドセル」内は使用前検査の立ち入りはもとより、耐震補強工事も困難なため、設計認審査で主要機器の耐震補強が必要になっても工事ができず、不合格にならざるを得ない。知事はこの事実を認識しているのか伺う。

**使用済燃料の再処理事業については、原子炉規制法に基づき、専門的知見を有する原子力規制委員会が安全性等を審査の上、許可等を行うものです。**

**本年10月、電気事業者連合会が、フランスからの返還レベルが放射性廃棄物の受入れに関する内容の一部変更を青森県に申し入れ、青森県知事が、六ヶ所所に受け入れる施設がない状況で、検討する状況にないとの発言をしたことは、報道により承知しています。**

**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく文献調査報告書が提出された際の、北海道知事の発言についてです。**

**北海道知事が、「概要調査に進むことには、道の条例の趣旨を踏まえ、現時点では反対ということに変わりはない」などの発言をしたことは、報道により承知しています。**

**こうした自治体の長としての意向に関する事柄については、県として認識を述べる立場にはないと考えています。**

講演会の  
QRコードを  
「見たい」

